

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R3.9.27	R3.9.29	9主資固第80号「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」(31主資固第350号改正)	4	1															主税局資産税部固定資産税課	
2	R3.7.26	R3.9.22	固定資産・都市計画税に係わる処理経過一覧資料					1		1					1					当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、特定の共有者の賦課徴収に係る情報を公にすることとなるため	主税局品川都税事務所徴収課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例 7 条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。